

自由民権論者の家族観

青山, 道夫
九州大学法学部 : 教授

<https://doi.org/10.15017/1345>

出版情報 : 法政研究. 25 (2/4), pp.151-166, 1959-03-05. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :



自由民権論者の家族観

青 山 道 夫

- 一、はしがき
- 二、「家」と戸主制について
- 三、親子関係について
- 四、婚姻について
- 五、むすび

一、はしがき

自由民権運動の本質については、今日様々な評価がなされているが、明治藩閥政権に対する抵抗であり、少くともその左派理論家の主張においては、人民主権を強調し、天皇制へつよく迫っているものであることは承認されるところである。^(一)したがって自由民権論者の家族観が、天皇制を強化するための教化政策の一つとみらるべきいわゆる家族国家観に対立したことは当然だったのである。^(二)明治絶対主義政権を支持する官僚学者によって唱道された家族国家観については、すでに学界においてすぐれた研究があり、いまここには詳論しないが、その代表的な見解は次の穂積八束、井上哲次郎、さらに又加藤弘之の言葉に示されている。^(三)

『我國ハ祖先教ノ国ナリ家制ノ郷ナリ権力ト法トハ家ニ生レタリ……氏族ト云ヒ國家ト云フモ家制ヲ推拈シタル

モノ、ニ、過、ギ、ズ、……而シテ之ヲ統一シテ全カラシムルモノハ祖先教ノ國風……」(穂積八束、傍点―青山^(三))

『何分家族には家長があつて、所謂パトリヤ・ポテスタスの有様でありますからして、そこには服従の徳が教えられなければならぬのであります……』。そこで「孝」なる首徳が教えられたのであります。所がこの家長に孝を尽す精神と云う者は、矢張君主に対して忠を尽すのと同じ精神であります……何故ならば、家族は唯々一個一個の家族のみではなくして一個一個の家族が悉く集まって、そうしてこの日本全国の民族的団体を組織して居る次第であります。日本の國家と云うものは亦一の大きな家族であります。この大きな家族が矢張家長を有つて居ります。それは外ではありませぬ。國家の元首たる所の天皇であります……そこで忠孝一本と云う民族的道德の教が、古來伝わつて来て居る次第であります。忠孝一本と云うような民族的道德は、斯くの如き社会組織があるのでなければ、起つて来る者ではありません^(四)』(井上哲次郎、傍点―青山)

『我が邦の君臣は真に一家、親子の關係を有するものにして支那又は歐洲の君民の比にあらず人君は専ら仁を以つて下に臨み臣民は専ら忠を以つて仕うるものと云うべし是れ即ち世界今古無比族長の政治にして歐洲學者の未だ曹て知らざりし所なり』『我が天皇は……實に日本民族の族父にして且つ君主たる者である』(加藤弘之、傍点―青山^{(五)(六)})

このような家族國家理念が論理的矛盾をもつものであることは、その後中立的な倫理學者によつて深く自覺された。しかしその學者も『それはまさに日本人がその特殊な存在の仕方を通じて人間の全体性を把握するその特殊な仕方、外ならぬ』といつて、けっきょくその特殊な仕方の歴史的意義を肯定していたのである。^(七)

しかしながら、これまでの一切の日本の思想がかかる普遍性をもたぬ特殊な家族國家觀を承認し、これにひざまついたわけではない。私は『民法典論争』における断行派の一部の主張にもその底流を認め得ると思つのであるが、^(八)そのもっとも顯著なものは自由民権論者の家族觀である。このような意味の自由民権論者の家族觀は、思想史的には、

その前期の福沢諭吉に代表される明六社の啓蒙思想につらなるところもあるが、市民的家族観においてさらに徹底している。

以下本稿では自由民権論者のうち小野梓と植木枝盛の家族観をとりあげることにした^(九)。

もっとも小野梓と植木枝盛をひとくちに自由民権論者といっても、思想的基盤は同一ではなかった。植木は人民主権を強調したきわめて徹底的なブルジョア民主主義者であり、全自由民権運動の中心的指導的政治結社であった土佐の立志社の一員として活動し、そしてとくに自由民権運動の左派の活動とは切り離し得ない幾多の業績を果している。これに対し小野は改進黨に属し、市民的自由をもつ近代ブルジョア社会を要望しながら必ずしも絶対主義官僚と徹底的に戦おうとする自由主義ではなかったものであり、その政治的立場は植木に比べると、はるかに微温的であった。しかしこのような相違は相違として、両者とも家父長的家族制度の廃止を主張し、民法における封建主義を再建しようとする官僚と対立する立場を堅持したことは一致している。かって平野義太郎氏は『民法におけるブルジョア自由主義を推進せしめるものは……「民権派」法曹に俟たねばならなかった。このことは、民法における身分の解放、家族制度の廃止に関するかぎり、全く、憲法における自由民権運動と同様の対応に立った』とされ、その一人として『民法之骨』の著者としての小野梓をあげている。そして他の一人としては自由党左派の大井憲太郎をあげ、植木枝盛をあげられなかったことは残念であるが、おそらく当時においては、植木に関する資料が十分でなかったとも考えられるのである。

(一) 自由民権運動に対する評価については、上杉重二郎「自由民権運動」(世界歴史辞典九巻)が簡明であり、参考文献も引用されている。

(二) 石田雄「明治政治思想史研究」とくに前篇「家族国家観の構造と機能」、なお川島武宣「イデオロギーとしての家族制度」も参考になる。ただ石田氏が「民法典論争」における延期派の家族国家論をほとんどとりあげられていないことは、私にとっ

ては物足りない。

(三) 穂積八束「民法出デテ忠孝亡ブ」(法学新報五号)、星野通「民法典論争史」所収二二七—二二八頁。

(四) 井上哲次郎「倫理と教育」四七四—六頁。石田前掲書一〇七—八頁より引用。

(五) 加藤弘之講演全集第二冊六六頁。石田前掲八二頁より引用。

(六) 加藤弘之「我が立憲的族父統治の政体」、学説乞冑袋所収一〇八頁。石田前掲一〇八頁より引用。

(七) 和辻哲郎「風土」二四五—七頁。和辻博士の結論は本文所掲の如くであるが、しかしとにかく、フアツシズムの支配体制確

立を前にし、思想的弾圧が厳しくならんとした昭和十年代に、次のような見解が示されたことは十分尊敬されてよい。「忠孝一致の主張が理論的にも歴史的にも多くの無理を含むことは一見して明かである。家の全体性は決してそのままに國民の全体性ではあり得ない。家族は直接の生活の共同として人間の共同態の初めであり、國民は精神的共同態として人間の共同態の終りである。前者は最も低次の全体性であり、後者は最高の人間全体性である。連帯性の構造が両者に於て異なっている。だから人間の構造として家族と國民を同視することは間違ひである」と(二四六頁)。

(八) 梅謙次郎「法典実施意見」(明治二五年)参照。一部の学説は、民法典論争で施行を争われた旧民法を以てすでに明治民法に劣らぬ保守的封建的性格のものとし、民法典論争を思想的に低く評価しているが、民法典論争における延期派の勝利によって家族国家理念が明治民法に定着したことはやはり重要である。

(九) ここで小野梓と植木枝盛をえらんだ理由の一つは、彼らの家族観が資料的に整備されているからである。即ち小野については「西村真次編『小野梓全集』上巻に、彼の代表的著作である「民法之骨」が収められている。又植木については最近外崎光広編『植木枝盛家族制度論集』(昭和三二年)というまことに内容豊富な編著が出版されているし、この書以前にも家永三郎教授「革命思想の先駆者—植木枝盛の人と思想—」(岩波新書)及び「植木枝盛の思想」(日本近代思想史研究所収)が植木の家族観を紹介している。

(一〇) 平野義太郎「議會および法制史」(「日本資本主義の機構と法律」所収、一八八頁)。

二、「家」と戸主制について

明治民法の家族制度が、戸主権によって支配される「家」を中軸とするものであることはすでに周如の如くであるが、このような戸主権によって統率される「家」は、わが国古来の制度ではなく、むしろ明治民法によって創設されたとする学説がある。^(二)このような学説の当否はもとより検討されなければならないのであるが、小野や植木にあっては、戸主によって統制される家の存在はわが国古来の慣習として自明の理と考えられている。

ところで小野はまず家族についての問題の前提として、国家構成の基礎を個人とすべきか家族とすべきかを検討せねばならないとする。そして『一団の家族を以て社会の基礎と為すものは、族長若しくは戸主の類を置き、その一家族を統治せしめ、之を以て一國を組織するものを謂ひ、所謂身を以て家に繋げ、家を以て國に繋ぐるの制なり……衆一箇人を以て社会組織の要素と為すものは、人々をして各箇に自治せしめ、之を以て直にその社会を組織し、族長若しくは戸主等の督御を受けしめざるものを謂ひ、所謂身を以て國に繋げ、國は身の積なりと為すものなり』^(三)とし、前者は日本若しくはローマの古制、支那の制度であり、後者は近時の泰西諸國の制度であるといっている。このような分類は、後年の穂積(重)博士の家族制度と個人制度の分類^(三)と同一基調に立っている。

ところでこの二つの制度のうち何れが社会の存在に適合するかを、決定しなければならぬのであるが、小野は二つの制度を戸主制との関連において検討した。彼によれば戸主制度とは『許多の眷族を驅て之を一戸主の治下に置き数人自治の能力を抑制し、以て一人の左右するところに任す』^(四)ものであり、本質的には奴隸制度と異ならない。といふのは、『族長の卑属における、未だ主人の奴隸におけるが如くならずとも雖も……既に独立し得べき人を抑えて之

を族長の治下に置くは、その結果殆ど奴隸を蓄うる者に均しい^(五)からである。かくて、彼はこのような戸主制は『人間交際の宜しきを失し、生民経済の術に背く』^(七)として、非難するのである。

次に彼は戸主制度がわが国古来の制度であることを認める。しかし次のようにいってこれの廃止を主張するのである。

『我邦戸主の制ある久し。今史書を遡て之を見るに実に上古に始まり、中古、今古に通じ、今世に及ぶものなるを知る。故に許多の家制、大抵皆戸主を置くの意に原づき、その及ぶ所甚だ広しと雖も、苟もその制にして国土の強大を謀るに足らず、文明の進歩に伴わしむるに足らずとせば、寧ろ断じて之を廢するの途に就かざるを得ざるなり』^(七)と。

そして族長もしくは戸主の制を廢したならば、親子、夫婦、兄弟の關係が乱れることを憂え、そのような理由から戸主制を支持する人々に対しては『是れ婆心の惑なり。惟ふに論者にして、社会の軟弱幼稚を冀ひその進化を忌むあらば、余れ又之を言はず。苟も文明の進歩を冀い、斯社会の永存を望むあらば、断じて斯惡制を廢絶させるを得ざるなり』^(八)と結んでゐる。

次に植木枝盛の説くところをみよう。植木もまた『國家組織の基礎』なる論文において、『凡そ國家を組織するにはその基礎を一人一人に取る者あり(第一類)、一家一家に取る者あり(第二類)、一族団一族団に取る者あり(第三類)』^(九)と云つて、小野と同じような表現で國家体制を三つの型に分けた。この三つの型は個人制度、家族制度ならびに氏族制度といつてもよいであらう。しかして彼はこのうち第一類即ちいわば個人制度を以て最も妥当なものと論ずる。その理由を概言するならば、個人制度においては、国内に存在する一切の個人が親子兄弟また男女の別なく各自が直接に『我身を以て國家に掛け』、自己が國家組織の一分子一基礎であることを自覚するから國家の結合力を強固に

し公益を増進する。然るにこれに反し、第二類や第三類は個人に自覚と責任を欠き、戸主や族長にのみ責任を負わせるから国力を強盛するに適しないといふのである。^(一〇)ところでわが国の場合、何故家を集めて国を成す第二類の旧慣を固守しつづけたかと問ひ、次のように述べている。史家は植木に多くの影響を与えたヨーロッパ思想としてスペンサーをあげるのが一般であるが、彼の家制論はスペンサーの言を引用しており、このことを裏書きしている。彼はいう―『曾て斯辺撤氏の云へるあり曰く「政府にして猶ほ腕力を弄するの弊を脱せざる国においては民間の家政に於ても亦その趣を同ふし有力の者自から無力の者を虐使し政府に压制官吏ある国には家内にも亦必压制ありこの二者は道義上起源を同じくするを以て常に併行するものなり」と「中略」日本の如きは……古来一国の政治が専制の主義に傾向したるに任せ一家にも一族にも之を感染しその極一家には一家の君主あり一親族には則一親族に対するの命令なきを得ず就ては家々に戸主と称する者を置き多くは父たり夫たる者がその地位を占め以て之が一眷族を制御するの風を養成し若しくは曾てよりその風あるものを滋々鞏固にしたれば政府は又之に任せて政治上明かに戸主の制を立定し直接に政府と相對するは則戸主に在るの規律と為したるなり是に於て平國家は漸くに家を聚めてその組織を為すものとこそ成りたれ専制の政治と聚家の組織とは畢竟駢行するものと知るべし』と。

植木はこのように、スペンサーの影響で国家体制と家族体制とが同一原理に基くことを洞察した。そしてその立場において、戸主制についても『戸主の制は専制政治と適合すべきものなる事。戸主の制は一の小封建なる事』と述べそしてさらに

『我輩の眼を以て之を覩れば我東洋の如きは父権若しくは夫権の強大なること幾んど驚くべし「き」ものあり戸主たる者は恰も一家内に於て一國の専制君主の如きを致し而してその眷族に至っては臣妾の如きを見るなり甚しければ則僕隸も嘗ならざる者あり』^(一一)とし、今日の表現を以てすれば、東洋的家父長制度の特質としての家長権たる戸主権を指

摘している。

私はここでヘーゲルの指摘している東洋的社会の特色を想わざるをえない。

『シナ及び蒙古帝国は神テオクラティック・エス・デス・ポデー政的專制政の帝国である。ここで根底になっているのは家父長制的状態である。一人の父が最上に位して、われわれなら良心に服せしめるような事柄の上にも支配を及ぼしている。この家父長制的原理はシナでは国家にまで組織化された……シナにおいては一人の專制君主が頂点に位し階ヒエラルヒー統制の多くの階序を通じて、組織的構成をもった政府を指導している……個人は道徳的に無我にひとしい』と。^(一三)

このヘーゲルの言葉は、スペンサーとは別の角度からではあるが、国家と家族の構成原理が同一であることをとくに東洋的社会において論証しているものであり、專政制との関連においてわが国の家制、戸主制を批判した植木の論理ももとよりこれを肯定したであろう。植木は、最後に、立憲政を唱道する立場から家制、戸主制を次のようにいって排撃している。

『家を聚めて國を成すの組織に道る者は必らずや戸主の制を立てざるを得ざるなり……國家果して斯くの如く為すときは総数の人民をして政治思想を厚ふせしむること能はず平等の主義を拡充すること能はず……日本の如きと雖も若し天れ今よりの後に及びて何時までも專制的の主義を維持せんとするならば格別の事なれど……立憲政体の境遇を逐え来らんとするならば戸主の制を用いて家を聚め國を成すの組織をば必ず之を廢斥せざるべからず』と。^(一四)

植木はまた戸主制が家督相続、養子、隱居等の制度と必然的に結びつき多くの弊害を生ずることをあげているがこの点の紹介は省略しておく。

(一) 中田薫「徳川時代の文学に見えたる私法」(大正一四年版)二二三頁。

(二) 小野梓「民法之骨」(小野梓全集)上卷七四頁。以下、小野全集として引用。

(三) 穂積重遠「親族法」七三頁。ちなみに穂積博士の定義をあげてみると次の如くである。「親族団体に二様の形式があり得る。一は家長戸主を中心とする家族団体であり、他は夫婦とその保護の下に在る……換言すれば、家長権とその血縁相続とを法律的特色とする超世代的親族共同生活団体を認めるものを家族制度と言う」

(四) 小野全集七六頁。

(五) 小野全集七五頁。

(六) 小野全集七六頁。

(七) 小野全集七六一七七頁。

(八) 小野全集七七頁。

(九) 植木枝盛「國家組織の基礎」、外崎光広編「植木枝盛家族制度論集」(以下植木全集として引用)所収、二二二―二二〇頁。

なお彼は本文にあげたと殆んど同じような分類を「親子論」(植木全集一五頁以下)の中でも行っている。

(一〇) 植木全集二二―二二三頁。

(一一) 植木全集二一四―二一五頁。

(一二) 植木全集二一八頁。

(一三) 丸山真男「日本政治思想史研究」三頁より引用。

(一四) 植木全集二一九頁。

三、親子関係について

(1) 小野は『民法之骨』において戸主制の廃止に次いで、わが国旧来の親子関係を鋭く批判している。小野は二十歳の若年で英米に遊学した。彼のこのような経験は、わが国の旧慣風習を批判するに大いに役立った如くである。彼

は『余久しく海外に在り、頗る本邦旧習の束縛を脱す。故にその一旦帰朝するや古来の慣習に於てその弊の著大なるものを発見せしこと少からず、遂に数へて一百箇を得るに至る』と、その感想をもらし、とくに『父、母、子、を、恃、む、の、弊、に、至、つ、て、は、最、も、大、な、る、を、覚、ゆ、而、し、て、そ、の、弊、や、半、ば、族、長、の、制、を、行、ひ、一、団、の、家、族、を、以、て、邦、國、の、要、素、と、為、す、に、淵、源、する、が、如、し』^(一)といっているが、先進國たる英米の親子關係をみることによつて、このような批判が生れたとみてよいであろう。

さて彼によれば、父母が子を持つ慣習は東洋的社會の特色である。『東、洋、の、風、習、に、於、て、父、母、は、必、ら、ず、子、の、供、養、す、べきものたるを以て、子にして之を忽にせば唯り不孝の汚名を免れざるのみならず、父母たるものも亦常にその子に對し、その供給を討索すべきの權利を有する』^(二)ことを当然とされている。したがつて父母が、子を『鞠育・保護・教養』するのは、子を父母じしんの老後の用に充てようとするのであり、父母は子に生命を与えたことに対する義務を尽すことを知らない。ところでこのような慣習を子が怪まないことは、『人類孝親の良徳』であるから敢て問題にしないでなくともよい。しかし父母が『子の供養を督責し、之を恃んで安々逸々一事を勉めず、空しく日子を消磨するものあるに至りては、社會文化の途に於て異常の弊害』を生ぜざるをえないのである。^(三)

それならば以上の『異常の弊害』は何かというと、一つは『徳行』の点においてであり、他は『經濟』の点においてである。即ち徳行の点の弊害は『己れの職分を忘れ、その責むべからざるを責む』ことである。父母は子に鞠育・保護・教養の三つの職分をもっている。これは『子は我れに依りて成育し、我れが生存を与へた』ことから生ずる当然の義務である。したがつて父母がこのような義務を怠るときはむしろ子から父母に義務を尽すべきことを請求してもよいのである。しかるに東洋の父母は往々にしてこれを自覺せず、子に對して育・護・教の三恩を忘れたかと督促するにいたつては、徳行の点に欠けるところあるといわなければならない。經濟の点の弊害は、要約すれば『子を持つ

んで安逸に流れ、有為の日子を無得の遊惰に消す』ことであり、とくに勤勞の能力あるにかかわらず早く事業を放棄することは、その人自身の家の問題を別としても國家經濟の点からいえば富の増加を害するものである。さらに子を(四)して父母の供養に汲々とさせるから『大利を永遠に謀るの便宜を失わしめ、随つて社会を不利』にするのである。(五)

このように小野は親子関係において子の父母に対する道よりもむしろ子に生を与えたものとしての父母の子に対する義務を重視した。これは孝道を強調する封建社会以来の親子道德からみればまことに大きな転換であるといわねばならないであろう。そしてここに人間の独立と自由を強調する自由民権論者の一特徴を見出すことができるのである。

(2) 親子関係についての植木の立論は小野よりもいっそう詳密である。彼の多くの論文中この点についてもっともまとまっているのは『親子論』である。

植木はわが国のみならず広くアジアにおいてまた文明の開花浅きところにおいては、親の權威が強大であり、子の親に対する関係はほとんど奴隸の主人に対すると同じであるのとみるのであるが、わが国の親子の思想は日本固有のものよりはむしろ支那思想の輸入であるとしていることは、注目されてよいであろう。

即ち彼によれば『支那学者の親子相於ける道理を論講するや実に過甚に親を揚げ過甚に子を抑え親と云えは一つの大主人にして子と云えは全く之に附屬したる物品の如くに根本を定め親と云えは專制國の君主の如くにして子と云えは幾んど僕婢の如くに土台を据え』(六)てゐる。かくて孝をもっとも重き道德とするのであり『夫れ孝は天の經なり地の誼なり民の行なり』、『孝は百行の本彝倫の道なり』、『天地の性人を貴しとなす人の行、孝より大なるは莫し』等々、子が親に仕えて孝を尽すことについては万卷の書がきわめて詳細である。しかるに、父母のその子に対する道德については慈愛なるべきことを全然訓示していないわけではないが、子から親に対して孝養を尽すべきことを最も嚴重に論ずるに比べるならば、十分の一にも足りない。要するに、支那では『尊きを親に与へ卑しきを子に与へ親を以

って一種上位に在る者とし子を以って別段下位に在る者とし頗る偏尊偏卑』なのである。^(七)

ところで、わが国の場合もこれに劣らず驚くべきことが多い。まず『民間一般の思想を約すれば、子と云ふものは親の為めの附屬物なりとなし親は子を以って全く己れを養ふべき為めのもの』となしている。子宝というような言葉は『暗にその子が大きくなれば之れに依頼して生活せんとするの意』を表するものであり、国法上公然と人を売買することはできないが、芸妓娼妓の如きは実質的に親が子を売買するものであり、甚だしきにいたっては、これによつて親が『余生を偷むの料』となす者がある。『而して社会一般に至っては固より誰れも彼れもこの如き残酷の極度に達したることをこそ為さざれども……概して甚だ子を軽んじ私に之を擅にする大段落に至っては……矢張り同一範圍内に存在する』といわねばならない。『子は子の為めの子にして親の為めの子にはあらず』との思想は、多くの人によつて抱かれていないのである。^(八)

植木はだいたい以上のように批判した上、すすんで親子關係の在り方を論ずるのであるが、その根本は『子を以つて親の為めの子なりとするは甚だ不可なり。而して親を以つて子の為めの親なりとせば寧ろ左程に不可なるにはあらざるべし。蓋し親とは子を私有擅制すべき所似の名と為すべからず、誠に、その子、を、養、育、す、所、似、の、もの、のみ』と考へるのであり、彼の場合も小野と同様、父母の義務性を強調している。その彼の論説は次のように要約できよう。人の子が生れるや決して最初から自ら衣食し自ら成長することはできない。これを養育するものがあつてはじめて成人する。ところで子を生んだのは親であるから、親がこれを養育することは全く辞することのできない本分である。しかももし親が子を養育しないならば、けっきょくすでに生れたものを徒死せしめることになるのであり、悖逆きわまるものである。このように、親はひたすら子を養育する義務を負うのであり、養育して子をいちおう独立の人間とすれば親の職分は終るのである。しかして子は親に対して孝を尽すことを要しないと、あるいは親を養わなくともよ

いというのではない。しかし子がすでに成長して一人前の人間となるときは、一家族の一人の子という関係は稀薄となり、社会の一独立人という本性がでてくるのであり、『人は其の人の人也』という見地において判断されなければならぬ。子が親を養うのは『天地の真理』ではない。ただ子は親ともっとも親近の間柄であるから、親が自治することのできない場合にこれを養うことは当然だというだけで、むしろ『臨機の事』である。⁽¹⁰⁾

このように論じて、さらに植木は東洋人の考において、子を親の私有物の如くするばかりでなく、子の妻までも子と同様にあるべきとすることを非難する。即ち『婦の舅姑に事ふる父母に事ふるが如し』の言葉に示される道徳は、人の子が妻を娶ることは自己のためにするよりも舅姑のためにする比重を重きとするのでありきわめて不当である。わが国における離婚の実情をみるならば、夫婦間の事情よりむしろ妻と舅姑の関係が不調だという原因が多いのであって、そのような理由から、場合によっては狗、猫を他家からやりとりするようにかたんに妻を去るのは、きわめて逆戻りのことといわねばならない。しかしてこのような不都合を生ぜしめる根本原因は、親夫婦と子夫婦が同居することを当然とする風俗習慣によることが多いのであり、人生の幸福を害し文明の進歩を妨げること、これより甚だしきものは少いといってもよいのである。彼はかく痛論して親子の別居を主張するのである。⁽¹¹⁾

植木が戸主制を以て専制政治の小模形ともし、これを廃止すべきことを主張したことはすでに述べた。彼はこのような『家にして必らず戸主ある』制度こそは、これに主たる者の専恣抑圧を生み、かつ又父の權威を過大にする基礎をつくるものである。したがって『父を偏重し子を偏軽する』旧慣を打破し、親子関係の『当然の処』を実現するためには、戸主制をも廃止しなければならぬとし、『我輩は則ち切望せんとす父尊子卑と戸主の制とは併せて廃棄を告ぐるに至らんことを』といっている。⁽¹²⁾

植木は、しばしば東洋あるいは東洋人の言葉を用いている。このことは今日の表現を以てすれば、東洋的社会ある

いはアジア的社會と置きかえてよいのであって、このような專制的社會の家父長的家族制度の一環として日本の親子關係を把握したものと云つてよい。當時の見解としてはまことに卓抜である。

小野も植木も一般的親子關係のほか、個別的にとくに養子制度を檢討している。^(二三)養子制度の如き擬制的親子關係を彼等が注目したのは興味深い、紙数の關係上ここでは紹介を省略しておく。ただ一言附加すれば、小野が徹底的に養子制度の廢止を主張したのに対し、植木はその非合理を認めるが、完全な廢止を主張しているのではないことが注意されるのである。

(一) 小野全集七七頁。

(二) 小野全集七八頁。

(三) 小野全集七八頁。

(四) 小野全集七九頁。

(五) 小野全集八〇頁。

(六) 植木全集一六頁。

(七) 植木全集一七頁。

(八) 植木全集一八一—一九頁。

(九) 植木全集一九頁。

(一〇) 植木全集二二頁。

(一一) 植木全集二五頁。

(一二) 植木全集三八頁。

(一三) 小野の養子反對論についてはかつて紹介した。青山「日本家族制度の研究」一三三頁以下。

四、一夫一婦制について

戸主權や親權の強大を否定し、家父長的家族制度の廢止を主張することは、その論理的帰結として当然に市民的家族の在り方を一夫一婦制家族に求めることになるであろう。

小野の『民法の骨』は、もちろんその前提に立っている。しかしその説くところは詳細でなく、『一夫一妻は社會

の發達を維持するの要にして、置妾を許すの制、之を将来に廢すべきを知る^(二)程度である。

これに対し、植木は数多くの論文において男女の同権ならびに一夫一婦の純潔を強調している。そして彼の「一夫一婦制の主張には福沢諭吉の影響を見逃すことはできない。

彼は婚姻の本質を次の如く規定した。

『婚姻は同等の男女が同等主義に基きて一個の会社を開創するものなる事。婚姻は肉体の会合のみならず愛情の一致に由り結成するものとし音に子を挙ぐるの希望のみにあらず永く相資益し相扶助するものなる事。婚姻は契約なる事』と。

しかして比較法的に考察し、婚姻契約が教会法上の契約ではなく民事契約であるとし、『中古に於ては教会の勢力甚だ盛んなるに由り教皇たる者は何にても多く權威を己れに奪ひ以て世の政府を圧せんと擬したればこそ婚姻の事の如きも専ら寺門に於て之を扱ふやうになりたれども元來婚姻は民事上の契約に属すべき訳にして教会の敢て干渉すべき所にあらざるなり何となれば婚姻は唯た是れ一對の男女が互に相資益し相扶助するを目的と為し合同するに過ぎずして曾って神事の之れに与かることとは有らざればなり』と説明している。

植木は婚姻に関する外国の文献を多く漁り、カトリックやナポレオンの婦人蔑視を非難するが、さらに東洋社会における『七出三不去』の制を口を極めて攻撃し、このような婚姻観は封建時代において臣下が君侯に事うる約束をなすと同じに女性をとりあつかうものであるともいっている。

植木の「一夫一婦制論は、『一夫一婦の建白に就きて弁ずる所あり』にもっとも詳細である。一夫一婦制の基礎の一つとして男女の数の平等が一因とみられることには反対しないが、積極的理由として「一男一女の結合は『一の積極の磁気者をば一つの消極の磁気者と与してその幸福を全ふせしめ……人生の目的を達せしむる』ものであり、『同等の

一男は專一の愛情を以て、同等の一女に対し、唯その肉体を合同せしむる希望に止らず、唯その子孫を繁殖せしむる目的に止らず、その靈魂をまで契合一致せしめて、生涯相扶け相保つことを約し、之を相對する所の一女も亦之と相同じ精神を以て、希望を以て、目的を以て、生涯相保つことを約し、以て他の愛情を交ゆることもなさず、他の分子を加ふことを為さざる一社を組織す、是れ即ち夫婦の意義に非らずや」という。そして以上の点に『夫婦と呼べることの根元の道理』を認め、『一夫一婦は即ち是れ正理なりと断言することを憚らざるなり』と強調している。

植木の婚姻観についてはもっと述べねばならぬが、すでに紙数の余裕がないので、以上の概観に止めておく。ただ最後に植木が民法の立法論として、フランス民法を自由主義に基調をおくものとしていちおう高く評価しながら、親族編の参考としては、ナポレオンの見解の影響を多分に受けたフランス民法人事編が、必らずしも自由主義、民主主義に徹したものでないと指摘していることは、彼の洞察力の深さを示すものである。^{三三}

む す び

自由民権論者たる小野や植木の家族観は、以上に示したように、明治三十一年民法の規定する家族制度と根本において対立するものであり、進歩的といわれる明治二十三年の『旧民法草案』よりもはるかに自由主義、民主主義に徹したものである。戦後改正された民法と多分に同一基盤にたつものである。したがって考えようによっては、明治絶對主義政権によって弾圧された彼等の家族観が、今日復活したということもできよう。それはそれとして、われわれは、明治二十年代において家父長的家族制度を排撃し、一夫一婦制家族を主張した先覚者のあったことに、大きな敬意を払わざるをえないであろう。

(一) 小野全集九〇頁。

(二) 「婚姻論」(植木全集一四八頁以下)。なお「婚姻論」は彼の婚姻思想を明にした代表的論文である。

(三) 「如何なる民法を制定す可き耶」植木全集三七四頁以下。